

【編集後記】

編集責任者の怠慢により、本号の編集および発行が大幅に遅れました。関係各位には多大なるご迷惑をおかけしましたこと、衷心よりお詫び申し上げます。

特集は「訴訟における裁判官の役割—当事者主義と職権探知主義」をテーマとして、伊藤知義会員がロシア民事訴訟法を、河村有教会員が中国刑事訴訟法を、宇田川が中国民事訴訟法を、それぞれ報告し、民事訴訟法を専門とされる中央大学法科大学院の森勇先生からコメントを頂戴しました。研究集会当日の質疑応答では森先生にも「参戦」いただき、とかく自己完結しがちな議論を相対的・立体的に浮かび上がらせることができた、報告者の一人として実感しています。その模様も紙面に収めたかったのですが、録音ができず、実現しませんでした。今後同様の企画を実施する際の反省点です。

戦後日本の社会主義法研究を開拓し、リードされてきた中村研一先生、稲子恒夫先生が、相次いで逝去されました。両先生と関係の深かった上野達彦会員および竹森正孝会員より頂戴した追悼文を掲載します。現在の私たちの研究は両先生の残されたご業績なくして成り立ち得ません。両先生のご研究に敬意を表し、ご学恩に感謝申し上げるとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

(宇田川 幸則)